

12 相談窓口案内

1 消費生活センター

全国に約830箇所設置されている消費生活センター（生活センターなど名称はさまざま）では、さまざまな消費者トラブルの相談を扱っていますが、近年はクレジット関連の契約トラブルのほかにも、多重債務で返済が困難になった人からの相談が増えています。

いわゆる悪質商法と呼ばれるようなクレジットで購入した商品やサービスの解約の相談では、センターの消費生活相談員が直接事業者に事情を問い合わせたり、消費者に助言をすることができますが、多重債務相談の場合は弁護士会など、ほかの機関を紹介することが一般的に行われています。

2 弁護士会・司法書士会

消費者金融会社やクレジット会社、銀行などからの借入れが家計を圧迫し、日々の生活が困難と感じるほどになったとき、頼りになるのが法律の専門家でしょう。各地の弁護士会や市区町村が行う無料法律相談は予約制ですが、早期の解決の手がかりを得ることができます。任意整理や個人再生手続き、自己破産手続きなど具体的な作業に着手してもらうには、相当の費用がかかりますが、悪質な取立てなどを回避することが可能となります。2003年の司法書士法改正により、一定の講習を修了した司法書士には簡易裁判所の訴訟代理権が与えられるようになりました。したがって、金額が簡易裁判所で扱われる限度内（現在140万円）であれば、任意整理などの手続きを司法書士に依頼することもできます。

3 法的トラブル解決のための総合案内所：日本司法支援センター（法テラス）（0570-078374）

相談は無料であり、経済的余裕のない人に対し、弁護士費用や司法書士費用の立て替えも行っています。

4 カウンセリング機関

日本クレジットカウンセリング協会（多重債務ほっとライン 0570-031640）

弁護士と消費生活アドバイザー等が相談（無料）にのり、利息制限法にもとづく金利による返済すべき元本と利息の再計算を行い、4年程度で返済可能なプランを作成します。現在全国21箇所（仙台、福島、前橋、さいたま、東京、横浜、新潟、金沢、長野、静岡、名古屋、岐阜、大阪、三重、広島、高松、松山、福岡、熊本、宮崎、沖縄）で事業を行っています。クレジット会社のほか消費者金融会社と銀行が資金拠出を行う公益財団法人です。

情報源（ホームページ）

日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
日本司法支援センター（法テラス）
国民生活センター
消費者教育支援センター
日本クレジットカウンセリング協会
金融広報中央委員会

<https://www.nichibenren.or.jp/>
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>
<https://www.houterasu.or.jp/>
<http://www.kokusen.go.jp/>
<https://www.consumer-education.jp/>
<http://www.jcco-f.or.jp/>
<https://www.shiruporuto.jp/>